

「令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について」審議の進め方

森林計画課

1 森林審議会への諮問について

本県では県民共有の財産である豊かな森林を守り育て、次世代に引く継ぐため、平成 18 年度から福島県森林環境税を導入し、1 期の課税期間を 5 年間として「県民一人一人が参画する新たな森林（もり）づくり」に取り組んできました。

現在の第 4 期森林環境税の最終年度となる令和 7 年度を前に、今年度、福島県森林環境税を活用した取組内容や税制の継続の是非について県民の皆様からの御意見を伺うため、タウンミーティングや県民アンケート調査等を実施しました。

これらのアンケート結果等を踏まえて「森林（もり）の未来を考える懇談会（※）」は、次期取組に対する考え方や取組の方向性等を「福島県森林環境税を活用した取組に対する意見」としてまとめ、県へ提出しました。

県では、この意見書の提出を受け、森林審議会に「令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について」諮問を行います。

※福島県森林環境税を財源とする事業における県民の参画と透明性を確保するために設置。学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などで構成し、事業に対する意見や事業の評価などに関する事項の検討を行う。

2 審議の進め方について

令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方検討の詳細スケジュールは別紙(資料 6)となりますが、審議会の意見取りまとめに際しては、委員の皆様と下記により進めさせていただく予定です。

① 令和 6 年 10 月 21 日（月） 第 2 回森林審議会	諮問 ○ タウンミーティング、県民アンケート調査等の結果報告、およびこれらの調査結果や懇談会意見等を踏まえて森林環境税の今後の在り方や方向性等について審議する。
② 令和 6 年 11 月中旬頃 森林審議会委員に資料送付	○ ①の審議結果を踏まえ、事務局で「令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ—（案）」を作成し、各委員へ送付、意見を求める。 (提出予定期限_R6.11 月下旬頃)
③ 令和 6 年 12 月 19（木） 第 3 回森林審議会	○ 「令和 8 年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ—（案）」 ※うつくしま県民意見公募（パブリックコメント）案
④ 令和 6 年 12 月下旬 ～令和 7 年 1 月下旬 うつくしま県民意見公募	○ うつくしま県民意見公募（パブリックコメント）を実施
⑤ 令和 7 年 1 月下旬頃 第 4 回森林審議会	○ パブリックコメントの意見を踏まえて、「答申（案）」を取りまとめる。
⑥ 令和 7 年 2 月～3 月頃 地方税制等検討会	○ ⑤の「答申（案）」を踏まえて検討し、「福島県森林環境税に関する検討報告書」を取りまとめる。
⑦ 令和 7 年 4 月頃 R 7 年度第 1 回森林審議会	○ ⑥の検討報告書を踏まえて「答申」を取りまとめる。

「福島県森林環境税」と「国の森林環境税」

福島県の森林づくりのために、それぞれの用途で、県・市町村が有効に活用しています。

福島県森林環境税（県税）

国の森林環境税（国税）

どんな税なの？

水源のかん養や県土の保全など、私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林をすべての県民で守り育て、次の世代に引き継いでいくため平成18年度から県が導入しています。

市町村が行う森林の整備やその促進を図るため、令和6年度から国税として課税が始まりました。全国の市町村（配分9割）と都道府県（配分1割）に森林環境譲与税として配分されています。

何に活用されているの？

県が、森林の持つ機能の維持や森林環境を保全する取組みに活用しています。

- ① 森林の整備
- ② 花粉の少ない苗木づくり など

また、森林を守り育てる意識を広げる取組に活用しています。

- ③ 県民参加の植樹イベント
- ④ 森林環境学習 など

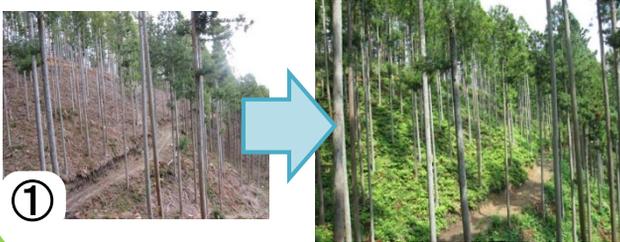
市町村は、森林所有者から管理を委託された森林の整備などに活用しています。

- ⑤ 市町村に委託された森林の整備 など

県は、市町村の取組への支援に活用しています。

- ⑥ 林業従事者の育成
- ⑦ 市町村向けの短期研修 など

森林の持つ機能の維持



①

市町村に委託された森林の整備



⑤

作業のイメージ

森林環境学習



④

林業従事者の育成



⑥

花粉の少ない苗木づくり



②

県民参加の植樹イベント



③

市町村向けの短期研修



⑦

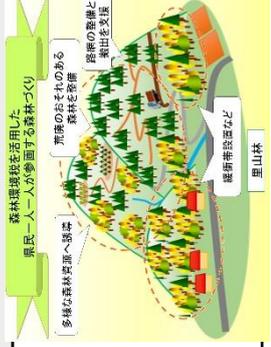
その他の「福島県森林環境税」を活用した取組は、県森林計画課のホームページに公表しています。



各市町村の国の森林環境税を活用した取組は、各市町村のホームページで公表されていますので、ご覧ください。

森林環境譲与税と福島県森林環境税の違い

■ 森林環境譲与税及び福島県森林環境税の違い

	森林環境譲与税	福島県森林環境税
活用主体	市町村	福島県
主な内容	 <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理法に基づき森林所有者から市町村管理経営を委託された森林について、市町村が経営管理や森林整備を実施。ほか木材利用等に活用。 人材育成 市町村が行う取組の推進を支援 	 <ul style="list-style-type: none"> 水源かん養などの公益的機能の低下が懸念される森林整備を実施。 ほか森林環境の適正な保全、森林資源の活用による持続可能な社会づくり、県民参画の推進、ふくしまの森林文化の継承、森林環境教育等に活用。
根拠法令	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 平成31年4月1日施行	福島県森林環境税条例 平成18年4月1日施行
税制目的	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。	水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源とする。

■ 役割分担

それぞれ税制の目的を踏まえた役割分担による取組方針。

施策区分	小区分（役割分担の内容）	森林環境譲与税		福島県森林環境税
		県	市町村	
森林整備	○ 森林所有者が自ら経営管理できず市町村に管理委託した森林	—	○	—
	○ 水源区域及び水源かん養機能又は山地災害防止機能が特に高い森林	—	—	○
	○ 森林の防災機能を高める間伐の実施	—	○	—
	○ 自然災害等による森林被害発生時の倒木処理等	—	—	○
木材利用	○ 地域材の利用促進（森林経営管理制度の対象森林の整備が終了した市町村）	—	○	—
	○ サプライチェーンの構築や木材需要拡大技術開発	—	—	○
普及推進	○ 森林を守り育てる意識の醸成	—	—	○
人材育成	○ 森林整備を担う人材育成・確保	○	—	—
	○ 森林整備推進のための森林情報の提供	○	—	—
	○ 譲与税で主に森林整備に取り組み市町村の支援（木材利用）	—	—	○
市町村支援	○ 森林環境教育、意識の醸成のための森林整備	—	—	○
		—	—	○
森林文化の継承		—	—	○
森林環境基金の運営		—	—	○

令和3年度以降の森林環境税の在り方について—答申—
(令和2年9月 福島県森林審議会)の構成

○はじめに

○第1 森林・林業の現状と課題

- 1 福島県の森林・林業の現状
- 2 福島県の森林・林業の課題
 - (1) 森林整備の推進
 - (2) 森林資源の循環利用
 - (3) 津波と放射性物質拡散による森林の被害
 - (4) 人と森林との絆の回復

[図表] 森林・林業の課題と懸念される県民生活への影響

○第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価 (平成28年度～令和2年度)

- 1 取組内容
 - (1) 森林環境の適正な保全
 - (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり
 - (3) 市町村が行う森林づくり
 - (4) 県民参画の推進
 - (5) ふくしまの森林文化の継承
 - (6) 森林環境の調査
- 2 取組に対する評価
 - ※ 施策区分毎の整理

○第3 次期対策にあたっての基本的な考え方

- 1 森林環境税の活用
 - ※ 施策区分毎の整理
- 2 国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担
 - (1) 国の森林環境税
 - (2) 森林環境譲与税
- 3 その他

○第4 森林環境税を活用した次期対策の提案

- 1 施策の内容
 - ※ 施策区分毎の整理
- 2 実施期間及び事業規模
- 3 森林環境譲与税との役割分担
- 4 その他

(参考) 森林文化のくに・ふくしま県民憲章

